

おいてはイギリス、ロシア連邦の4か国で、事業種類は漁業20件、養殖業2件、加工業33件の計55件である。

第7節 水産業協同組合

1 概 要

6年3月末の水産業協同組合の状況は、単位組合が3,988(沿岸地区漁協2,040, 内水面漁協897, 業種別漁協232, 漁業生産組合654, 水産加工協165), 連合会が197(漁連149, 信漁連35, 水産加工連12, 共水連1), うち全国段階連合会10である。

2 漁業協同組合等特別対策事業

最近の漁業の変化に伴い、漁業協同組合等の強化が要請されているところであるが、現状についてみるとまだ経営規模の零細なもの、あるいは経営不振なものが多い存在している。そのため、これら漁協等の健全な発展を図るため、漁協系統内における経営基盤強化のための検討並びに強化方策の策定・漁協指導の充実、漁連の役職員に対して必要な知識を習得させることによりその運営の適正化を図るための研修会の開催、水産業協同組合の経営の適正化に資するための水産業協同組合監査士の養成及び活動の強化等を行う経費につき、前年に引き続き全国漁業協同組合連合会に助成を行った。

3 漁協事業基盤強化総合対策事業

(1) 趣 旨

最近の漁協事情を取り巻く情勢は、金融自由化の急速な進展、国際規制の一層の強化、水産物流通形態の多様化等急速に変化しており、漁協の経営も悪化している。

このような情勢に対処するため、信用事業については漁協信用事業基盤強化緊急対策を講じてきたところであるが、販売・購買事業等についても、漁業活動全体が停滞している中で事業取扱量が減少傾向にある等厳しい情勢にあることから、合併・事業統合等の推進により信用事業以外の事業も含めた漁協事業全体の基盤強化を図った。

(2) 漁協経営強化指導事業

ア 都道府県推進指導事業

本対策の円滑な推進を図るため、都道府県等が行う県・地区協議会の設置運営、県強化方針及び合併等マスタープランの策定並びにその他都道府県等が行う本事業の指導推進事業に要する経費に対して補助を行っ

た。

イ 都道府県連合会推進指導事業

合併等推進地区の経営不振漁協等のうち濃密な指導を要すると認められる漁協に対する派遣、巡回及び駐在指導、漁協役職員の資質の向上を図るための研修会を開催及び全国漁業協同組合学校における漁協職員再教育研修への漁協職員の派遣を行った。

ウ 全国漁業協同組合連合会推進指導事業

本事業の円滑な推進を図るため、漁協事業基盤強化総合対策検討委員会を開催し、必要な事項について協議、検討を行い、漁協経営の基盤強化に係る指導指針等の作成及び県連合会に対し、適切な指導を行った。

(3) 漁協合併等推進事業

合併、事業統合等の計画を有する漁協が、オンライン端末機等事務・情報機器を導入する経費に対して補助を行った。

(4) 利子補給事業

漁業経営の悪化に伴い経営が困難となっている漁協が、対策要綱に基づき財務改善計画を樹立し、融資機関が当該漁協に対し、欠損金及び固定化債権(一定の要件を満たすものに限る。)に見合う貸付金の利息を減免した場合、都道府県が当該融資機関に対してその減免した利息の一部について利子補給を行うのに必要な経費につき、助成を行った。

4 水産業協同組合の検査

水産業協同組合の不正防止については、従来から行政庁検査の一層の徹底を期しているが、5年度においても組合役職員の資質の向上、組合の経営管理体制の強化等不正行為等の要因を是正するための指導を行った。

(1) 水産業協同組合検査実績等

本庁に水産業協同組合検査官9人を配置し、都道府県の区域又はその区域を越える区域を地区とする組合については52組合を検査指導した。

また、都道府県知事の行う検査については、出資漁協常例検査の実施を指導した。

(2) 検査担当職員の研修会の開催

漁協検査担当職員の資質及び検査技術の向上を図るため、都道府県検査担当職員を対象に研修を行った。

第8節 漁港の管理及び整備

1 漁 港 の 指 定

漁港の指定については、26年以来漁港法(昭和25年

法律第137号)第5条の規定により行っているが、5年度においては2港を指定し、4港を取り消した。その内容は表9のとおりである。

表9 指定漁港数

漁港種類	5年度 指 定	5年度 取 消	4年度 ま で	5年度 末現在
第1種漁港	2	4	2,225	2,223
第2種漁港	—	—	513	513
第3種漁港	—	—	114	113
第4種漁港	—	—	100	101
計	2	4	2,952	2,950

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港
(八戸ほか12港)が含まれている。

2 漁港区域に係る海岸保全区域の指定

5年度において、海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により都道府県知事が漁港区域に海岸保全区域を指定した漁港数は3港であり、5年度末の総数は2,236である。

3 漁 港 の 管 理

5年度において、漁港法第25条の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港は1漁港であり、5年度末の漁港数は表10のとおりである。

表10 漁港管理者別漁港数

			5年度末		
漁港種類	5年度 決 定	4年度 末まで	総 数	都道府 県管理	市町村 管 理
第1種漁港	△2	2,225	2,223	372	1,851
第2種漁港	—	513	513	313	200
第3種漁港	△1	114	113	107	6
第4種漁港	1	100	101	101	—
計	△2	2,952	2,950	893	2,057

また、5年度に漁港管理規程(条例)を制定して管理体制を整備した漁港管理者は27市町村であり、この結果、5年度までに漁港管理規程を制定した漁港管理者の総数は次のとおりである。

大臣への届け出分	北海道ほか39都府県
知事への届け出分	宮古市ほか581市町村
計	622団体

4 漁 港 の 整 備

(1) 漁港の整備計画

第1次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として26年5月第10回国会の承認を受け、26年度から29年度

までに375港の修築事業が実施され、このうち43港が完成した。これに要した総事業費121億1,200万円、国費は67億8,200万円であった。

第2次漁港整備計画は、整備漁港604港を対象として30年7月第22回国会の承認を受け、30年度から37年度までに560港の修築事業が実施され、このうち243港が完成した。これに要した総事業費393億2,400万円、国費226億6,600万円であった。

第3次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として38年3月第43回国会の承認を受け、38年度から43年度までに377港の修築事業が実施され、このうち49港が完成した。これに要した総事業費は633億200万円、国費は444億5,100万円であった。

第4次漁港整備計画は、整備漁港370港を対象として44年4月第61回国会の承認を受け、44年度から47年度までに370港の修築事業が実施され、このうち48港が完成した。これに要した総事業費は1,162億3,900万円、国費は802億8,200万円であった。

第5次漁港整備計画は、整備漁港420港を対象として48年3月第71回国会の承認を受け、48年度から51年度までに420港の修築事業が実施され、このうち54港が完成した。これに要した総事業費は2,360億6,500万円、国費は1,672億4,700万円であった。

第6次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として52年3月第80回国会の承認を受け、52年度から56年度までに450港の修築事業が実施され、このうち63港が完成した。これに要した総事業費は6,375億7,300万円、国費は4,592億8,100万円であった。

第7次漁港整備計画は、整備漁港480港を対象として57年3月第96回国会の承認を受け、57年度から62年度までに480港の修築事業が実施され、このうち38港が完成した。これに要した総事業費は8,952億5,900万円、国費は6,088億3,400万円であった。

第8次漁港整備計画は、63年3月第112回国会の承認を受け、整備漁港490港を対象として63年度から5年度までの6か年間に整備を行い、その事業の推進が図られた。これに要した総事業費は1兆1,606億円であった(このほか、改修事業5,629億円、局部改良事業1,462億円、地方単独費等322億円があり、これを合わせて第8次漁港整備長期計画として、総事業費1兆9,940億円であった)。

(2) 漁港修築事業

この事業は、漁港法に基づく事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の新築、増築、改築等の事業であって、第8次漁港整備長期計画期間内における1港当たりの計

面総事業費が12億円を超えるものである。5年度においては、国の直轄事業により、265億8,822万円をもって32港について事業を実施し、補助事業により事業費2,280億3,000万円（国費1,386億9,100万円）をもって443港について事業が実施された。

(3) 漁港改修事業

この事業は、予算補助事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の新設、改良又は補修等事業であって、第8次漁港整備長期計画期間内における1港当たりの計画総事業費が2億円を超え12億円以下のものである。5年度においては、事業費1,255億2,300万円（国費763億7,600万円）をもって809港について事業が実施された（地域改善対策漁港改修事業として実施されたもの6港、事業費11億2,200万円（国費7億3,000万円）を含む）。

(4) 漁港局部改良事業

この事業は、予算補助事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の維持、補強若しくは改良等の事業であって、計画事業費は1事業につき5,000万円以上2億円以下（市町村が行う事業は500万円以上）のものである。5年度においては、事業費290億2,800万円（国費149億2,900万円）をもって420港について事業が実施された。

(5) 漁港施設災害復旧事業

漁港施設（漁港区域内の海岸保全施設を含む）災害復旧事業は、地方公共団体又は水産業協同組合等が維持管理するものについて、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき実施される事業であり、民生及び経営の安定のための早期復旧が行われている。5年度においては、3年災は100%、4年災は98%まで5年災は58.4%まで完了することとして事業費127億2,964万円（国費102億649万円）で復旧事業が実施された。

(6) 漁港施設災害関連事業

漁港施設災害関連事業は、漁港施設災害復旧事業に

関連して被災施設の復旧効果を確保し、再度災害を防止する目的の事業であり、5年度は事業費2億496万円（国費1億366万円）で事業が実施された。

(7) 漁港区域に係る海岸整備事業

31年に海岸法が施行され、海岸管理者（漁港管理者である地方公共団体の長）が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する費用の一部を国が負担することとなっている。5年度においては、事業費256億5,720万円（国費163億5,306万円）をもって420港について事業が実施された。また、49年度から実施された海岸環境整備事業も引き続き実施され、事業費136億9,439万円（国費65億862万円）をもって110港について事業が実施された。更に、61年度から実施された公有地造成護岸等整備事業も引き続き実施され、事業費7億1,055万円（国費2億8,450万円）をもって4港について実施された。

(8) 漁港公害防止対策事業

この事業は、漁港区域内に堆積した汚泥、その他有害物質の排除、汚濁水の浄化施設の整備、廃船の処理、廃油処理施設の整備等を行う事業で47年度から実施されている事業である。5年度においては、事業費9,600万円（国費2,400万円）をもって1港について事業が実施された。

(9) 漁業集落環境整備事業

漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善とを総合的に図るため、漁港集落の特性と漁港整備事業との関連性を考慮して選定した特定の地区について漁港施設の整備と併せて漁業集落の環境基盤等の整備を行う事業で、53年度から実施されている事業である。5年度においては、事業費210億4,744万円（国費105億4,172万円）をもって111地区（新規32、継続79）について事業が実施された。

(10) 漁港環境整備事業

快適にして潤いのある漁港環境を形成するとともに、併せて漁港における労働環境の向上等に資するため、漁港の環境向上に必要な整備を行う事業で55年度

表11

(単位：千円)

区 分	交付団体数	金 額	後進地域開発 適用団体	新産都市	工 業 特別地域	産炭地域
漁 港 施 設 費	22県	8,449,058	(22県) 8,449,058	—	—	—
海 岸 事 業 費	23道県9市町	910,000	(23道県) 880,950	(2市町) 2,400	(1市) 495	(6市町) 26,155
漁港関連道整備事業費	8県	237,000	(8県) 237,000	—	—	—
計		9,596,058	9,567,008	(2市町) 2,400	(1市) 495	(6市町) 26,155

から実施されている。5年度においては、事業費77億1,000万円（国費38億5,500万円）をもって105港について事業が実施された。

(11) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、5年度においては、事業費77億6,500万円（国費42億7,400万円）をもって75港について事業が実施された。

(12) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った漁港修築事業、漁港改修事業（5,000万円以上のものに限る）、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業（過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む）に係る補助金等について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により5年度において当該適用団体に補助率差額95億6,701万円を交付した。

また、新産業都市及び工業特別地域並びに産炭地域において海岸管理者たる市町村が行う海岸保全施設整備事業について、40年度から新産業都市及び工業特別地域の整備に係る公共事業の負担に関する特別措置法及び産炭地域振興法の規定に基づく引上率（最高1.25まで）により、これらの事業を実施した市町村に事業実施の翌年度に補助率差額金を交付することになっているが、5年度においては、これら団体に2,905万円を交付した。これらの内容は表11のとおりである。

(13) 漁港の調査

漁港の整備に関する計画の作成等に必要な資料を確保するため、34年度から一般行政費による漁港調査費が計上されているが、5年度には指定漁港2,952港につき港勢調査等を実施した。

また、公共事業により漁港施設の計画・設計及び施工に必要な波浪調査等を引き続き実施した。これに要した費用は、1億900万円である。更に、北海道については、諸調査及び計画調査を1,800万円の経費で、沖縄については、諸調査及び計画調査を600万円の経費でそれぞれ実施した。

更に、複数の漁港について総合的な整備計画を策定するために事業費1億1,600万円（国費5,800万円）で、調査費補助事業を実施した。

以上のほか、海岸事業費により海岸の整備に関する調査を行った。これに要した経費は2,880万円である。

(14) 作業船整備

漁港整備事業の実施の状況にかんがみ、その効果的運用により事業の促進を図るため、北海道における国の直轄漁港事業用作業船を整備した。5年度の経費は800万円であった。

第9節 漁船等の管理・改善及び整備

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計表は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1未満の無動力漁船数を集計したもので、5年末については、表12のとおりである。

表12 漁 船 統 計 表

漁業種類	船型	船	総 計		動 力 漁 船		無 動 力 漁 船	
			隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数
漁業種類 総 計	計	S	6,070	904,371.82	6,070	904,371.82	—	—
		W	60,588	117,410.94	54,336	112,284.38	6,252	5,126.56
		F	327,792	812,748.15	318,765	804,699.05	9,027	8,049.10
		T	394,450	1,834,530.91	379,171	1,821,355.25	15,279	13,175.66
淡 水 漁 業	計	S	27	53.04	27	53.04	—	—
		W	6,264	3,546.98	3,327	2,137.62	2,937	1,409.36
		F	8,356	9,355.58	7,061	8,736.26	1,295	619.32
		T	14,647	12,955.60	10,415	10,926.92	4,232	2,028.68
合 計 (海 水 漁 業)	計	S	6,043	904,318.78	6,043	904,318.78	—	—
		W	54,324	113,863.96	51,009	110,146.76	3,315	3,717.20
		F	319,436	803,392.57	311,704	795,962.79	7,732	7,429.78
		T	379,803	1,821,575.31	368,756	1,810,428.33	11,047	11,146.98

内 水 面	S	5	6.42	5	6.42	—	—
	W	496	212.68	177	105.32	319	107.36
	F	845	747.78	759	717.86	86	29.92
	T	1,346	966.88	941	829.60	405	137.28
採 介 藻	S	194	2,165.50	194	2,165.50	—	—
	W	12,072	11,897.85	10,839	11,323.29	1,233	574.56
	F	104,009	141,653.86	97,980	138,365.02	6,029	3,288.84
	T	116,275	155,717.21	109,013	151,853.81	7,262	3,863.40
定 置	S	298	4,476.73	298	4,476.73	—	—
	W	1,633	5,678.15	1,146	4,173.68	487	1,504.47
	F	11,650	46,399.91	11,000	43,181.13	650	3,218.78
	T	13,581	56,554.79	12,444	51,831.54	1,137	4,723.25
一 本 つ り	S	590	64,105.19	590	64,105.19	—	—
	W	22,033	44,375.11	21,676	44,181.43	357	193.68
	F	89,587	197,658.41	89,359	197,517.11	228	141.30
	T	112,210	306,138.71	111,625	305,803.73	585	334.98
は え な わ	S	295	36,430.26	295	36,430.26	—	—
	W	1,557	5,055.03	1,541	5,046.42	16	8.61
	F	9,918	37,870.34	9,911	37,865.56	7	4.78
	T	11,770	79,355.63	11,747	79,342.24	23	13.39
刺 網	S	617	40,712.07	617	40,712.07	—	—
	W	5,818	9,629.27	5,735	9,568.38	83	60.89
	F	49,681	106,779.88	49,527	106,673.81	154	106.07
	T	56,116	157,121.22	55,879	156,954.26	237	166.96
まき網(網船)	S	292	37,452.93	292	37,452.93	—	—
	W	264	1,775.65	234	1,639.45	30	136.20
	F	1,271	12,061.31	1,245	11,819.27	26	242.04
	T	1,827	51,289.89	1,771	50,911.65	56	378.24
まき網附属船	S	896	105,953.90	896	105,953.90	—	—
	W	210	1,897.88	197	1,892.78	13	5.10
	F	2,165	22,018.00	2,164	22,016.52	1	1.48
	T	3,271	129,869.78	3,257	129,863.20	14	6.58
敷 網	S	35	2,196.56	35	2,196.56	—	—
	W	477	1,473.08	448	1,411.23	29	61.85
	F	1,741	11,347.48	1,731	11,333.25	10	14.23
	T	2,253	15,017.12	2,214	14,941.04	39	76.08
底 び き 網	S	661	39,921.34	661	39,921.34	—	—
	W	3,727	15,667.56	3,727	15,667.56	—	—
	F	15,268	77,003.08	15,268	77,003.08	—	—
	T	19,656	132,591.98	19,656	132,591.98	—	—
以西底びき網	S	212	27,709.21	212	27,709.21	—	—
	W	—	—	—	—	—	—
	F	—	—	—	—	—	—
	T	212	27,709.21	212	27,709.21	—	—
遠洋底びき網	S	92	76,680.68	92	76,680.68	—	—
	W	—	—	—	—	—	—
	F	—	—	—	—	—	—
	T	92	76,680.68	92	76,680.68	—	—
ひ き 網	S	257	2,846.67	257	2,846.67	—	—
	W	1,460	5,593.49	1,202	5,050.40	258	543.09
	F	7,734	41,059.30	7,636	40,941.36	98	117.94
	T	9,451	49,499.46	9,095	48,838.43	356	661.03
かつお・まぐろ	S	1,028	291,760.58	1,028	291,760.58	—	—
	W	16	604.99	16	604.99	—	—
	F	808	28,985.98	808	28,985.98	—	—
	T	1,852	321,351.55	1,852	321,351.55	—	—
捕 鯨	S	8	266.08	8	266.08	—	—
	W	—	—	—	—	—	—
	F	8	21.06	8	21.06	—	—
	T	16	287.24	16	287.24	—	—

官 公 庁 船	S	251	78,563.92	251	78,563.92	—	—
	W	21	116.17	21	116.17	—	—
	F	798	4,267.92	786	4,260.23	12	7.69
	T	1,070	82,948.01	1,058	82,940.32	12	7.69
運 搬 船	S	174	80,160.94	174	80,160.94	—	—
	W	266	2,250.62	254	2,243.97	12	6.65
	F	2,010	15,379.02	1,991	15,368.35	19	10.67
	T	2,450	97,790.58	2,419	97,773.26	31	17.32
冷凍運搬及び母船	S	1	349.91	1	349.91	—	—
	W	—	—	—	—	—	—
	F	1	1.50	1	1.50	—	—
	T	2	351.41	2	351.41	—	—
雑 漁 業	S	137	12,559.89	137	12,559.89	—	—
	W	4,274	7,636.43	3,796	7,121.69	478	514.74
	F	21,942	60,137.64	21,530	59,891.60	412	246.04
	T	26,353	80,333.96	25,463	79,573.18	890	760.78

(注) S : 鋼船, W : 木船, F : FRP 船, T : 計

また、漁船法第3条の2の規定に基づく5年度の農林水産大臣の許可件数は表13のとおりである。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法(昭和25年法律第178号)第22条の規定に基づく漁船の依頼検査の5年度実績は、総合検査12件、船体検査27件、機関関係検査38件の合計77件、検査手数料収入総額は747万円であった。

漁船の建造技術等の向上を目的とする漁船技術者講習会を岩手県ほか8県下の10か所において開催し、受講者の合計は536名であった。

3 漁船の輸出

漁船の外国への譲渡又は貸渡しについては、運輸大臣が海上運送法に基づいて許可し、また、漁船の輸出については、通商産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、我が国水産業の健全なる維持・発展の見地から個々の漁船について、水産庁に事前協議することとしている。5年度における貸渡しは仕向国11か国197隻、輸出については42か国190隻であった。

4 IMO(国際海事機関)対策

IMOは、海上における航行の安全確保や海洋環境の保護等に責任を有しており、1977年に採択された「漁船安全条約」の批准書等の寄託先となっている。同条約はこのままでは発効する見込みがないことから、早期に発効させるべく、平成5年4月に同条約の議定書が採択されたところである。これに伴い、議定書の発

効に備えて調査検討を行うとともに、IMOの場での検討に必要な資料作成を行うこととし、これに対応するために、前年度に引き続き、出漁船協会に漁船安全条約発効対策調査検討事業を委託している。

5 漁業用無線施設等の整備

イ 遠洋・沖合漁業を中心とする漁船の急速な減少や衛星通信の普及によって、漁業無線局の経営が厳しい状況におかれているため、全国的視野から漁業無線局の位置づけ、広域的な適正配置、機能分担等、将来の漁業無線局のあり方を検討し、漁業形態に即応した通信体制の確保、新たな通信システムの構想を策定するため、5年度から社団法人全国漁業無線協会に将来の漁業無線局のあり方検討事業を委託している。

ロ 船体の構造上の制約等から無線施設の普及が妨げられていた沿岸海域で操業する小型漁船等に対し、漁船間だけでなく、自宅、漁協、市場などとも直接通話できる漁業地域情報システムを導入するため、2年度から小型漁船用無線施設等整備事業を実施し、これまでに8県12地区が完了しており、このうち8地区の事業に要する経費に対し助成を行った。

6 海中情報総合計測システムの開発

資源管理型漁業を推進し、漁業操業を効率的なものにするため、一定海域の水産資源量を科学的に把握し、判断できるようになることが重要であり、そのために海中の立体的な諸情報を的確リアルタイムに把握でき、更に漁場形成予測ができるような総合システムの開発を行っている。

表13 平成5年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1 鋼 船 (軽合金を含む)

区 分		総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
漁業種類																	
遠洋底びき網		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
以西底びき網		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖合底びき網		2	320	—	—	—	—	2	320	—	—	—	—	—	—	—	—
かつお・まぐろ		22	7,100	1	19	—	—	6	816	—	—	15	6,265	—	—	—	—
まき網付属船		1	85	—	—	1	85	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一本つり(いか)		5	206	4	68	—	—	1	138	—	—	—	—	—	—	—	—
さけ・ます流し網		6	992	—	—	1	72	5	920	—	—	—	—	—	—	—	—
北洋はえなわ刺し網		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運搬船		1	14	1	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官公庁船		2	212	1	13	—	—	1	199	—	—	2	893	—	—	—	—
その他		16	2,952	5	140	4	229	2	249	1	205	3	1,437	1	692	—	—
合 計		20	280	20	280	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		75	12,161	32	534	6	386	17	2,642	1	205	18	7,702	1	692	—	—

2 FRP船

区 分		総 数		20トン未満		20トン以上 30トン未満		30トン以上 40トン未満		40トン以上 50トン未満		50トン以上 70トン未満		70トン以上 100トン未満		100トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
漁業種類																	
遠洋底びき網		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
以西底びき網		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖合底びき網		2	38	2	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
かつお・まぐろ		12	698	6	114	—	—	—	—	—	—	1	59	4	376	1	149
まき網付属船		4	76	4	76	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一本つり(いか)		16	345	15	265	—	—	—	—	—	—	—	—	1	80	—	—
さけ・ます流し網		9	159	9	159	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北洋はえなわ刺し網		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運搬船		8	127	8	127	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官公庁船		4	71	4	71	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		1	59	—	—	—	—	—	—	—	—	1	59	—	—	—	—
合 計		107	1,671	106	1,642	—	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		163	3,244	154	2,492	—	29	—	—	—	—	2	118	5	456	1	149

第10節 漁船保険事業等

漁船保険等は、「漁船損害等補償法」(昭和27年法律第28号)に基づき漁船及び漁船積荷を保険の目的とするとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害のてん補を行う相互保険で、普通保険、特殊保険、漁船船主責任保険、漁船乗組員給与保険、漁船積荷保険があり、このほかに、「漁船乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212号)に基づく漁船乗組員給与保険がある。政府はこのうち普通保険、特殊保険、漁船積荷保険及び漁船乗組員給与保険については再保険をし、漁船船主責任保険については再々保険をしている。

このため、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定を設けている。

1 漁船保険事業等

(1) 普通保険

普通保険には、普通損害保険と満期保険があり、なかでも普通損害保険が漁船保険の中心となっている。

ア 普通保険の加入状況

5年度において普通保険に加入した漁船は、25万1,307隻、139万2,402tである。このうち普通損害保険の加入隻数は24万406隻で、満期保険の加入は(継続分を含む)1万901隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では1,507隻減となっており、20t未満階層で前年比0.3%減少したのに比べ、20t以上階層では10.7%減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満船が87.8%を占めており以下5～9t6.5%、10～19t4.0%、20～49t0.2%、50～99t0.4%、100～999t0.9%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に5年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、65.3%の加入率となっており、このうち5t未満は65.1%、5～19tは89.5%、20～49tは79.8%、50～99tは78.4%、100～999tは84.4%となっており、無動力漁船はわずか4.8%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5t未満94.1%、5～9t92.3%、10～19t94.4%、20～49t96.9%、50～99t98.4%、100～999tは94.2%で動力漁船総数では94.4%を示し前年度を若干上回った。これらの引受保険金総額は1兆5,859億円であって、前年度に比べて585億円の減を示している。

イ 保険料の国庫負担状況

指定漁船及び加入区における指定漁船が全船普通損害保険に加入した場合における非指定漁船については、一定の条件のもとに国庫が、普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の純保険料の一部を負担することとなっている。5年度においては、普通保険の保険料に関しては同保険に付された漁船のうち98.6%に当たる24万7,739隻が国庫負担の対象となり、純保険料153億7,540万円のうち54億8,677万円を国庫が負担したが、この国庫負担額は35.7%を占めている。

ウ 保険事故

5年度において保険金を支払った普通保険事故は69,275件、支払い保険金額は220億9,617万円であり、前年比1.1%の減となった。

エ 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具は、漁船保険及び特殊保険のいずれにおいても特約引受となっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補し、特殊保険においては、漁具のみの分損もてん補し得ることとなっている。

5年度においては、普通保険、特殊保険の漁具特約の引受件数は1,052件で、保険金額は67億5,578万円であった。5年度中に発生した事故は1件で、支払保険金は1,025万円であった。

(2) 特殊保険

5年度における特殊保険の加入は701件で、保険金額は535億5,136万円であり、その内訳は、北部漁場698件、529億6,776万円、西部漁場0件、南部漁場3件、5億8,360万円である。一方、5年度には事故は発生しなかった。

(3) 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

51年10月から、試験的に漁船保険組合が保険事業を、漁船保険中央会が再保険事業を行ってきたが、56年10月から保険機構については漁船保険組合が元受保険を、漁船保険中央会が再保険を、国が再々保険を行うことで本格実施に移行した。

更に、元年9月でてん補すべき損害の区分に乗客損害が新設され、同年10月から事業を実施している。

5年度の保険契約隻数は、衝突損害248,390隻、一般損害240,650隻、乗客損害11,045隻、人命損害10,563隻

となっている。

保険金額はそれぞれ1兆5,741億9,843万円、5兆8,349億2,600万円、2兆8,939億1,500万円、248億1,300万円である。また純保険料額はそれぞれ12億1,694万円、22億3,609万円、2億1,697万円、4,849万円となっている。保険金を支払ったものは、衝突損害1,967件、10億9,875万円、一般損害873件、13億1,290万円、乗客損害39件、1億1,738万円、人命損害7件、570万円となっている。

(4) 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であってその所有し又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うことになっている。

漁船船主責任保険と同じく56年10月から本格実施に移行したが、国の再々保険はない。

5年度の保険契約隻数は17,753隻、保険金額220億2,450万円、純保険料3,540万円である。保険金支払い件数は25件、支払い保険金2,471万円であった。

(5) 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。48年10月から試験的に漁船保険組合が保険事業を、漁船保険中央会が再保険事業を行ってきたが、58年10月から漁船保険組合が保険事業を行い、国が9割について再保険事業を行うことで本格実施に移行した。

5年度の保険契約隻数は、1,345隻で、保険金額は2,420億7,316万円、純保険料額は6億4,529万円である。

また、保険金を支払ったものは33件であり、5億899万円であった。

2 漁船乗組員給与保険事業

漁船乗組員給与保険事業は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行い、その保険責任の9割について国が再保険している。5年度の保険契約は、687件であり、北部漁場686件、南部漁場1件であった。一方、5年度には事故は発生しなかった。

第11節 漁業災害補償制度

1 概 況

本制度は、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

5年度は輸入水産物の増大等による魚価低迷、国際規制の強化、まいわし資源の減少等により漁業生産量は、元年以降5年連続の減少となる等、我が国漁業をめぐる情勢は依然として厳しく、漁業経営は困難な状況におかれている。

このような中で、5年度の加入状況は、加入件数25,902件、共済金額3,831億217万円、純共済掛金156億8,381万円であった。この加入実績は、前年度実績3,875億6,045万円に対し1%減（45億円減）となった。この内訳は、漁獲共済の前年度比2%減（61億円減）、養殖共済の前年度比2%増（15億円増）、特定養殖共済の前年度比0.5%増（3億円増）、漁具共済の前年度比10%減（2億円減）、となっている。

また、支払い状況は、4年度契約分で支払い件数7,492件、支払い共済金179億4,202万円、5年度契約分で同じく1,354件、36億7,962万円であった（6年3月末現在）。

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

5年度の契約件数は、15,009件と前年度の15,296件に比べ減少し、共済金額では、2,424億5,759万円と前年度2,485億4,241万円に比べ2%の減少となった。

5年度契約分の支払いについては、共済責任期間が終了していないものがあるため、未確定ではあるが、6年3月末現在の支払い共済金は26億7,051万円であった。

なお、4年度契約分の支払いについては、同時点に

表14 漁業共済事業引受・支払状況（6年3月末現在実績数値）

区 分	引 受 (5年度契約分)				支 払 (4年度契約分)			
	件 数	共済限度額 又は共済価額	共 済 金 額	純共済掛金	件 数	支払共済金	件 数	支払共済金
	件	百万円	百万円	百万円	件	百万円	件	百万円
(漁獲共済)								
採 貝 ・ 採 魚 業	339	23,873	18,585	892	134	653	6	26
2 号 漁 業	9,967	106,231	75,821	3,090	3,018	2,739	28	68
まき網・敷網漁業	380	61,472	23,549	1,015	183	1,340	69	498
ひき網漁業	917	63,711	33,964	890	375	1,930	59	917
刺し網漁業	414	8,023	6,130	334	211	1,521	0	0
釣り・はえ縄漁業	666	48,280	15,472	677	167	852	35	90
その他の漁船漁業	208	9,824	5,481	227	63	211	6	4
定 置 漁 業	2,118	90,924	63,455	2,680	667	3,669	208	1,068
計	15,009	412,338	242,458	9,804	4,818	12,916	411	2,671
(養殖共済)								
か き 養殖業	2,811	10,335	6,642	602	890	510	745	477
1 年 貝 真 珠	674	5,236	3,180	202	220	109	1	2
2 年 貝 真 珠	852	4,538	2,800	157	138	80	5	1
真 珠 母 貝	191	316	164	10	0	0	17	1
1 年貝はたて貝	319	1,046	468	35	22	5	0	0
2 年貝はたて貝	0	0	0	0	0	0	0	0
1 年魚はまち	653	12,774	8,353	385	92	205	5	11
2 年魚はまち	1,375	55,765	40,649	1,602	285	930	50	178
1 年 魚 た い	119	1,309	871	71	48	55	2	1
2 年 魚 た い	601	8,514	3,831	106	15	30	9	7
3 年 魚 た い	511	12,668	6,797	176	20	65	7	22
ぎ ん ざ け	128	4,907	631	23	22	8	0	0
ふ ぐ	188	3,250	2,518	143	167	372	41	146
1 年魚かんばち	82	3,379	2,586	97	—	—	2	8
2 年魚かんばち	126	4,624	3,781	148	—	—	11	123
ひ ら め	48	773	605	28	—	—	0	0
(赤潮特約)	(7,389)	(123,276)	(81,086)	742	7	15	1	20
計	8,678	129,434	83,875	3,785	1,919	2,370	895	976
(特定養殖共済)								
の り	805	77,142	45,451	1,513	290	1,358	0	0
わ か め	499	7,234	5,709	312	360	1,120	0	0
こ かんぶ	524	7,537	4,136	155	75	140	0	0
計	1,828	91,914	55,296	1,980	725	2,618	0	0
(漁具共済)								
定 置 網	363	2,946	1,352	90	20	15	47	31
ま き 網	24	409	122	25	10	24	1	2
計	387	3,355	1,474	115	30	38	48	33
合 計	25,902	637,041	383,102	15,684	7,492	17,942	1,354	3,680

において一部未確定ではあるが129億1,551万円であった。

(2) 養 殖 共 済

この共済は、養殖中の水産動植物又はその養殖に共用中の養殖施設が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失、損壊した等の損害について共済金を支払う事業である。

5年度の契約件数は、8,678件と前年度の8,481件に比べ増加し、共済金額では、838億7,471万円と前年度823億4,422万円に対し2%の増加となった。

5年度契約分の支払いについては、共済責任期間が終了していないものがあるため、未確定ではあるが、6年3月末現在の支払い共済金は9億7,597万円であった。

なお、4年度契約分の支払いについては、同時点において一部未確定ではあるが、23億7,033万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失及び特定養殖業に係る養殖施設の共用中における損壊、流失等があった場合の損害について共済金を支払う事業である。

5年度の契約件数は、1,828件と前年度の1,894件を下回り、共済金額では、552億9,593万円と前年度550億3,950万円に比べ0.5%の増加を示した。

5年度契約分の支払いについては、共済責任期間が終了していないものがあるため、未確定である。

なお、4年度契約分の支払いについては、6年3月末現在において一部未確定ではあるが、26億1,775万円であった。

(4) 漁 具 共 済

この共済は、漁具が漁業の操業中に流失、損壊した等の場合の損害について共済金を支払う事業である。

5年度の加入件数は、387件と前年度の424件を下回り、共済金額では、14億7,394万円と前年度16億3,433万円に比べ10%の減少を示した。

5年度契約分の支払いについては、共済責任期間が終了していないものがあるため、未確定ではあるが、

6年3月末現在の支払い共済金は3,314万円であった。

なお、4年度契約分の支払いについては、同時点において3,842万円であった。

3 財 政 措 置

5年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は71億3,342万円であった。

また、漁業共済組合及び連合会に対して、事業実施に必要な経費のうち人件費等について5億5,170万円の助成を行った。

第12節 漁業従事者対策

1 漁業労働力の確保等

漁業就業者の確保育成を組織的かつ有機的に行うため、新たに、中央及び都道府県に漁業就業者確保育成のための体制を整備したほか、漁業労働力需給情報の収集・提供、人材育成等を行う事業に対し助成した。

また、漁業労働環境を改善し、漁業への就業の促進を図るため、新たに、労働時間等の漁業就業環境の実態を調査した。

2 漁業労働福祉対策事業

漁業労働力を安定的に確保するとともに、沿岸漁業者等の福祉対策の推進を図るため、全国共済水産業協同組合連合会が56年度から発足させた自主的な全国規模の漁業者高齢福祉共済の業務運営及び普及推進に要する経費並びに漁村地域の生活実態に応じた老後生活設計についての適切な指導・助言を通じて、加入促進活動の円滑を図るための経費について助成した。

第13節 漁 業 金 融

1 概 況

5年度の漁業金融の状況をみると、表15のとおり6年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は2兆8,716億円となり、前年同期に比べ144億円（0.5%）の増加となった。

表15 漁業に関する貸出残高 (総括表)

表15 漁業に関する貸出残高 (総括表)						(単位: 億円, %)	
総 貸 出 残 高 規 模 別	金 額			構 成 比		前年比増加率	
	4 / 3 月 末	5 / 3 月 末	6 / 3 月 末	5 / 3 月 末	6 / 3 月 末	5 / 3 月 末	6 / 3 月 末
	28,481	28,572	28,716	100.0	100.0	0.3	0.5
中小沿岸漁業向け	25,846	25,710	25,228	90.0	87.9	△0.5	△1.9
大規模漁業向け	2,633	2,860	3,488	10.0	12.1	8.6	22.0

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが2兆5,228億円、大規模漁業向けが3,488億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別貸出状況を見ると、表16のとおり、系統金融機関が1兆4,408億円で最も大きく、一般金融機関が9,819億円、政府系金融機関が4,489億円となっ

ている。これを前年と比べると、一般金融機関が9.9%と大幅に増加したものの、政府系金融機関が6.6%、系統金融機関が2.9%と、それぞれ減少した。構成比をみると、系統金融機関が50.2%、一般金融機関が34.2%、政府系金融機関が15.6%となっている。

表16 金融機関別貸出残高

	表16 金融機関別貸出残高						(単位: 億円, %)	
	金 額			構 成 比		前年比増加率		
	4 / 3 月末	5 / 3 月末	6 / 3 月末	5 / 3 月末	6 / 3 月末	5 / 3 月末	6 / 3 月末	
系 統 金 融 機 関	14,752	14,831	14,408	51.9	50.2	0.5	△2.9	
う ち 漁 協	2,693	3,106	3,201	10.9	11.2	15.3	3.1	
う ち 信 漁 連	7,203	6,866	6,611	24.0	23.0	△4.7	△3.7	
う ち 農 林 中 金	4,856	4,859	4,596	17.0	16.0	0.1	△5.4	
一 般 金 融 機 関	8,649	8,934	9,819	31.3	34.2	3.3	9.9	
政 府 系 金 融 機 関	5,080	4,807	4,489	16.8	15.6	△5.4	△6.6	
計	28,481	28,572	28,716	100.0	100.0	0.3	0.5	

(注) 系統金融機関については、上部機関からの借入金を差し引いた純残高を計上した。

2 系 統 金 融

(1) 貯 金

5年度における漁協貯金は、表17のとおり、6年3月末で2兆1,849億円となり、前年同期に比べ669億円(3.0%)の減少となった。

表17 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位: 億円, %)		
	4/3月末	5/3月末	6/3月末
漁協貯金(A)	22,188	22,518	21,849
漁協貸出金(B)	8,512	8,484	8,042
漁協の貯貸率(B/A)	38.4	37.7	36.8

(2) 貸 出 金

5年度末漁協貸出金は、表17のとおり、8,042億円となり、前年同期に比べ5.2%の減少となった。漁協の貯貸率については、前年比0.9ポイント低下し、36.8%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の6年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、表

16のとおり合計1兆4,408億円となり、対前年度423億円の減少となった。

3 一 般 金 融 機 関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表18のとおり、6年3月末で9,819億円である。これを金融

表18 一般金融機関の漁業に対する貸出残高

	(単位: 億円, %)		増 加 率
	貸 出 残 高		
	5 / 3 月 末	6 / 3 月 末	
都 市 銀 行	1,160	1,470	26.7
地 方 銀 行	4,093	4,392	7.3
第 二 地 方 銀 行	1,140	1,228	7.7
信 託 銀 行	155	321	107.1
長 期 信 用 銀 行	641	709	10.6
信 託 勘 定	197	209	6.1
信 用 金 庫	1,498	1,440	△3.9
商 工 中 金	47	49	4.3
計	8,934	9,819	9.9

機関別にみると、地方銀行が4,392億円で最も大きく、ついで都市銀行1,470億円、信用金庫1,440億円、第二地方銀行1,228億円の順となっている。

4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、農林漁業構造改善事業推進資金（沿岸漁業構造改善事業）、漁業基盤整備資金、漁業経営再建整備資金等9資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

5年度の貸付決定額は表19のとおりで、552億円、前年度比4.9%の増となった。資金別には、農林漁業構造改善事業推進資金（沿岸漁業構造改善事業）等が減少し、漁船資金等が増加した。

表19 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

(単位：百万円、%)

資 金 名	4 年 度	5 年 度	5 / 4
構造改善推進(沿構)	11,384	7,480	65.7
漁業経営再建整備	4,033	2,667	66.1
中山間地域活性化	2,455	2,520	102.6
振興山村・過疎	455	1,444	317.4
漁業基盤整備	7,137	4,787	67.1
漁 船	6,985	13,108	187.7
農 林 漁 業 施 設	7,552	6,278	83.1
水 産 加 工	12,556	16,511	131.5
沿岸漁業経営安定	50	413	826.0
計	52,607	55,208	104.9

(単位未満四捨五入のため不突合がある。)

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、経営の近代化を促進することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきた。

5年度の融資実績は、融資枠1,250億円に対し、679億円となっており、前年度より41億円減少した。

用途別にみると、水産動植物の種苗購入・育成資金においては前年を11億円ほど上回り、過去最高額となった。また、共同利用施設においては、前年を10億円ほど上回り増加傾向にある。

表20 漁業近代化資金の用途別融資額

(単位：百万円、%)

	金 額		構成比	
	4 年 度	5 年 度	4 年 度	5 年 度
都道府県承認分				
漁船(20トン以上)	3,263	2,305	4.5	3.4
漁船(20トン未満)	32,185	29,505	44.7	43.5
養殖用施設	5,963	4,331	8.3	6.4
加工用施設	9,055	8,237	12.6	12.1
漁具等施設	4,782	4,706	6.6	6.9
水産動植物の種苗購入・育成	11,973	13,067	16.6	19.3
共同利用施設	4,652	5,698	6.5	8.4
計	71,873	67,849	99.8	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	127	—	0.2	—
合 計	72,000	67,849	100.0	100.0

(2) その他の制度資金

その他の制度資金の主なものとして、漁業経営維持安定資金、漁業構造再編整備資金及び61年度創設の漁業経営再建資金があり、5年度については、それぞれ320億円、550億円、300億円の融資枠を設け所要の融資を行った。

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は魚ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として5年度に改正を行い、資金内容等を拡充した。

表21 沿岸漁業改善資金実績

(単位：百万円)

	3 年 度	4 年 度	5 年 度
経営等改善資金	4,841	4,942	4,862
生活改善資金	102	77	84
後継者等養成資金	39	40	107
合 計	4,982	5,060	5,053
補助金交付額	151	147	156
対象都道府県	41県	41県	41県

(注) 後継者等養成資金は、5年度から青年漁業者等養成確保資金である。

7 中小漁業融資保証保険制度

本制度は「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき農林漁業信用基金が保険を行うものである。

5年度の保証状況をみると、表22のとおり、年度中の保証額は1,522億円で前年比0.5%の減少となり、年度末保証残高は2,826億円と前年比3.5%の減少となっ

た。保証残高を金融機関別にみると、漁協・加工協は0.4%の増加となったが、農林中金、信漁連、銀行等はそれぞれ3.0%、8.9%、11.0%の減少となった。次に資金種類別にみると、表23のとおり、漁業近代化資金は、前年比0.4%減少し、一般資金は7.7%の減少となった。

なお、5年度中の代位弁済額は69億円で前年比11億円の減少となり、この結果単年度事故率は4.3%、累計事故率は3.6%となった。

表22 金融機関別保証状況及び保証残高

(単位：百万円)

	保 証 状 況			保 証 残 高		
	3年度	4年度	5年度	4年3月末	5年3月末	6年3月末
農 林 中 金	36,473	31,990	33,207	23,621	23,006	22,316
信 漁 連	44,951	40,170	40,589	102,258	97,992	89,226
漁 協 ・ 加 工 協	63,621	70,657	69,408	156,294	159,180	159,786
銀 行 等	10,919	10,161	8,990	14,021	12,649	11,259
計	155,968	152,978	152,194	296,194	292,827	282,587

表23 資金種類別保証状況及び保証残高

(単位：百万円)

	保 証 状 況			保 証 残 高		
	3年度	4年度	5年度	4年3月末	5年3月末	6年3月末
漁 業 近 代 化 資 金	50,280	49,273	44,884	162,076	168,713	167,995
一 般 資 金	105,688	103,705	107,310	134,118	124,114	114,592
(うち緊急融資資金)	(1,662)	(1,115)	(994)	(44,832)	(34,868)	(28,098)
計	155,968	152,978	152,194	296,194	292,827	282,587

表24 事故率の推移

(単位：%)

	2年度	3年度	4年度	5年度
単年度事故率	6.6	4.9	5.2	4.3
累計事故率	3.4	3.4	3.5	3.6

312万tとなった。

5年の産地価格は、産地指数総合では96.5 (平2 = 100) で、前年に比べ1.0%上昇した。

これは、生鮮品のぶり類、するめいか、くるまえび等が上昇したためである。

5年の消費地価格は、消費地指数総合では95.6 (平2 = 100) で、前年に比べ1.7%低下した。

これは、生鮮品のまだい、かつお、冷凍品のさけ類、えび類 (輸入)、たこ類等が低下したためである。

第14節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

5年 (1月～12月) における我が国の漁業・養殖業の総生産量は866万6千tで、前年に比べ60万t (6%) 減少した。

これは、まいわし大幅に減少したのを始め、すけとうだら、かたくちいわし、するめいか等が減少したためである。

5年の水産物の輸入量は、前年に比べ5%増加し、

2 水産物の流通対策

(1) 水産物流通加工活性化総合整備事業

ア 趣旨

最近の我が国水産業を取り巻く情勢は、国際的な漁業規制の強化、我が国周辺水域における水産資源の急激な変動等極めて厳しいものとなっている。

また、水産物の流通・加工を巡る状況は、労働力のひっ迫、流通コストの増嵩、高鮮度志向等消費者ニーズの高度化、量販店・外食産業等の伸長に伴う物流の